

改正後	改正前
<u>連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じて</u>もなお<u>当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) ≪現行どおり≫ <u>6～11</u> ≪現行どおり≫ 第43条～第53条 ≪現行どおり≫ 付 則 第1条～第4条 ≪現行どおり≫ （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、第42条第1項第3号に係る連携協力を行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。	<u>う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) ≪省略≫ <u>4～9</u> ≪省略≫ 第43条～第53条 ≪省略≫ 付 則 第1条～第4条 ≪省略≫ （連携施設に関する経過措置） 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、第42条第1項第3号に係る連携協力を行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

（草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条 ≪現行どおり≫ （保育所等との連携） 第6条 ≪現行どおり≫ (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支</u>	第1条～第5条 ≪省略≫ （保育所等との連携） 第6条 ≪省略≫ (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u>

改正後	改正前
<u>援」という。）を実施すること。</u> (2)～(3) 《現行どおり》 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u>	(2)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければ

改正後	改正前
(1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 《現行どおり》 <u>6～7</u> 《現行どおり》 第7条～第15条 《現行どおり》 （食事の提供の特例） 第16条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士または管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第17条～第48条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条 《現行どおり》 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 《改正前を削る》	<u>ばならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 《省略》 <u>4～5</u> 《省略》 第7条～第15条 《省略》 （食事の提供の特例） 第16条 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 《省略》 2 《省略》 第17条～第48条 《省略》 付 則 第1条～第2条 《省略》 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 <u>2</u> 小規模保育事業を行う者は、第6条第1項第3号に係る連携協力を行う連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保に

改正後	改正前
第4条～第9条 《現行どおり》	当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。 第4条～第9条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第13号

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第151条 《現行どおり》 (従業者の員数) 第152条 《現行どおり》 2～12 《現行どおり》 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士また	第1条～第151条 《省略》 (従業者の員数) 第152条 《省略》 2～12 《省略》 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または機能訓練指導員に

改正後	改正前
は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 《現行どおり》 第153条～第204条 《現行どおり》	より当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 《省略》 第153条～第204条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年草津市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (職員に係る基準および当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（ <u>草津市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u> によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。	第1条～第2条 《省略》 (職員に係る基準および当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

改正後	改正前																
(1)～(3) 《現行どおり》 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、草津市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員およびその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 <u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると草津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人または2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>第1項第1号</u>に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の<u>同項第2号</u>または第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人または2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> または第3号に掲げる者のいずれか1人	(1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると草津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから1人または2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>前項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の<u>前項第1号</u>に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の<u>前項第2号</u>または第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人または2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> または第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人または2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> または第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人または2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> または第3号に掲げる者のいずれか1人																

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市金融審査会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 5 号

草津市金融審査会設置条例を廃止する条例

草津市金融審査会設置条例（昭和 4 3 年草津市条例第 2 1 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み）

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 6 号

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年草津市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （技術上の監督業務を行う者の資格） 第 3 条 《現行どおり》 （1）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（第 6 号において「第 1 号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、 <u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u> であるこ	1 条～第 2 条 《省略》 （技術上の監督業務を行う者の資格） 第 3 条 《省略》 （1）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科またはこれに相当する課程において <u>衛生工学または水道工学に関する学科目</u> を修めて卒業した者（第 6 号において「第 1 号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、 <u>2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u>

改正後	改正前
と。 (2) 学校教育法による大学の<u>機械工学科もしくは電気工学科</u>または<u>これらに相当する課程</u>を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u>であること。 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。 (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。 (5) 学校教育法による高等学校または中等教育学校（<u>次号において「高等学校等」という。</u>）において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。 (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。 (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。	(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科</u>または<u>これに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 《改正後に新設》 (4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 《改正後に新設》 (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

改正後	改正前
(8) 第 1 号卒業生または第 2 号卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号卒業生については<u>2 年以上</u>、第 2 号卒業生については<u>3 年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(第 1 号卒業生については 1 年以上、第 2 号卒業生については 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>であること。 (9) 外国の学校において、<u>第 1 号から第 6 号</u>に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>であること。 (10) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの<u>(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>であること。 (Ⅲ) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 7 条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。 （水道技術管理者の資格） 第 4 条 《現行どおり》 (1) <u>前条第 1 号、第 3 号または第 5 号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した</u>	(6) 第 1 号卒業生または第 2 号卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号卒業生については<u>1 年以上</u>、第 2 号卒業生については<u>2 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (7) 外国の学校において、<u>第 1 号もしくは第 2 号</u>に規定する課程<u>および学科目または第 3 号もしくは第 4 号に規定する課程</u>に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (8) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 《改正後に新設》 （水道技術管理者の資格） 第 4 条 《省略》 (1) <u>前条各号に掲げる資格を有する者であること。</u>

改正後	改正前
後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (2) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程(土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。)(第5号において「理系課程」という。)を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (3) 《現行どおり》 (4) 前条第1号、第3号および第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する課程ならびにこれらに相当する課程以外の課程(次号において「文系課程」という。)を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後(当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。))については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる課程に相当する課程を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。	(2) 前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目(第5号において「理系学科目」という。)を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (3) 《省略》 (4) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目(次号において「文系学科目」という。)を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。))については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

改正後			改正前		
<u>土木工学科もしくは土木科</u>	<u>前条第 1 号に規定する学校</u>	<u>3 年</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
	<u>前条第 3 号に規定する学校</u>	<u>5 年</u>		《改正後に新設》	《改正後に新設》
	<u>前条第 5 号に規定する学校</u>	<u>7 年</u>		《改正後に新設》	《改正後に新設》
<u>理系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>理系学科目</u>	《省略》	《省略》
	<u>前条第 5 号に規定する学校</u>	8 年		<u>前条第 4 号に規定する学校</u>	8 年
<u>文系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>文系学科目</u>	《省略》	《省略》
	<u>前条第 5 号に規定する学校</u>	9 年		<u>前条第 4 号に規定する学校</u>	9 年
(6) <u>国土交通大臣および環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。 (7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (8) 建設業法施行令第 3 7 条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。			(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。 《改正後に新設》 《改正後に新設》		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 4 条第 6 号に規定する講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第17号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数 およびその所管） 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）《現行どおり》 ア 《現行どおり》 イ <u>こども若者部</u> の所管に属する事項 ウ 《現行どおり》 （3）～（4）《現行どおり》 第3条～第31条 《現行どおり》	第1条 《省略》 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数 およびその所管） 第2条 《省略》 2 《省略》 （1）《省略》 （2）《省略》 ア 《省略》 イ <u>子ども未来部</u> の所管に属する事項 ウ 《省略》 （3）～（4）《省略》 第3条～第31条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第18号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （定義） 第2条 《現行どおり》 2～9 《現行どおり》 10 この条例において「特定個人情報」とは、行	第1条 《省略》 （定義） 第2条 《省略》 2～9 《省略》 10 この条例において「特定個人情報」とは、行

改正後			改正前		
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報という。 11～13 《現行どおり》 第 3 条～第 11 条 《現行どおり》 （利用および提供の制限） 第 12 条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》			政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報という。 11～13 《省略》 第 3 条～第 11 条 《省略》 （利用および提供の制限） 第 12 条 《省略》 2～4 《省略》 5 《省略》		
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
第 38 条第 1 項第 1 号	または第 12 条第 1 項および第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項および第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第 2 条第 10 項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第 38 条第 1 項第 1 号	または第 12 条第 1 項および第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項および第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第 2 条第 9 項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
第 13 条～第 57 条 《現行どおり》			第 13 条～第 57 条 《省略》		

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 31 日揭示済み）

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第19号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第81条の8 《現行どおり》 （種別割の税率） 第82条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 イ 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ハおよびホに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）または定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ハ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ニ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）または定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>ホ</u> 《現行どおり》 （2）～（3）《現行どおり》 第83条～第88条 《現行どおり》 （種別割の減免） 第89条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）～（4）《現行どおり》 （5）原動機の総排気量または定格出力（<u>第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力</u>） （6）～（8）《現行どおり》 3 《現行どおり》 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 《現行どおり》	第1条～第81条の8 《省略》 （種別割の税率） 第82条 《省略》 （1）《省略》 イ 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ニに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 《改正後に新設》 <u>ハ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>ニ</u> 《省略》 （2）～（3）《省略》 第83条～第88条 《省略》 （種別割の減免） 第89条 《省略》 2 《省略》 （1）～（4）《省略》 （5）原動機の総排気量または定格出力 （6）～（8）《省略》 3 《省略》 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 《省略》

改正後	改正前
2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) ≪現行どおり≫ (5) 運転免許証<u>または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件</u> (6) ≪現行どおり≫ 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4～5 ≪現行どおり≫ 第91条～第155条 ≪現行どおり≫	2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) ≪省略≫ (5) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件 (6) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 3～4 ≪省略≫ 第91条～第155条 ≪省略≫

改正後	改正前
付 則 第1条～第7条 《現行どおり》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 《現行どおり》 2～22 《現行どおり》 23 固定資産税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 固定資産税に係る<u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 《現行どおり》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《現行どおり》 2～13 《現行どおり》 <u>14</u> 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 <u>15～16</u> 《現行どおり》 第8条～第14条の3 《現行どおり》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合)	付 則 第1条～第7条 《省略》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 《省略》 2～22 《省略》 23 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 固定資産税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 《省略》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《省略》 2～13 《省略》 《改正後に新設》 <u>14～15</u> 《省略》 第8条～第14条の3 《省略》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)

改正後	改正前
第 1 4 条の 5 都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>の条例で定める割合) 第 1 4 条の 6 都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 4 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 第 1 5 条～第 1 7 条の 2 ≪現行どおり≫ (読替規定) 第 1 8 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項もしくは第 4 4 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 または第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 5 1 条第 2 項中「または第 3 3 項」とあるのは「もしくは第 3 3 項または附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までもしくは第 6 3 条」とする。 第 1 9 条～第 2 9 条 ≪現行どおり≫	第 1 4 条の 5 都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 4 2 項</u>の条例で定める割合) 第 1 4 条の 6 都市計画税に係る<u>法附則第 1 5 条第 4 2 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 第 1 5 条～第 1 7 条の 2 ≪省略≫ (読替規定) 第 1 8 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項もしくは第 4 5 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 または第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 5 1 条第 2 項中「または第 3 3 項」とあるのは「もしくは第 3 3 項または附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までもしくは第 6 3 条」とする。 第 1 9 条～第 2 9 条 ≪省略≫

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第20号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （課税額） 第2条 《現行どおり》 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 《現行どおり》 第3条～第16条 《現行どおり》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合は、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合は、<u>26万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《現行どおり》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金	第1条 《省略》 （課税額） 第2条 《省略》 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 《省略》 第3条～第16条 《省略》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合は、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合は、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《省略》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金

改正後	改正前
額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第17条の2～第22条 《現行どおり》	額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 2～3 《省略》 第17条の2～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和7年3月31日揭示済み)

規 則

草津市広報誌の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第6号

草津市広報紙の発行に関する規則の一部を改正する規則

草津市広報紙の発行に関する規則(昭和55年草津市規則第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (配布) 第4条 広報は、 <u>次に掲げる方法により</u> 市内の全世帯、官公署その他市長が必要と認めるものに無料で <u>配布し、または提供する。</u> <u>(1) 紙面を配布する方法</u> <u>(2) 市役所その他適当な場所に紙面を備え置く方法</u> <u>(3) インターネットの利用による方法</u> 第5条 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》 (配布) 第4条 広報は、市内の全世帯、官公署その他市長が必要と認めるものに無料で <u>配布する。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第5条 《省略》

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月25日揭示済み)

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第7号

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則（平成10年草津市規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (閲覧時間) 第3条 登録簿の閲覧時間は、 <u>午前9時00分</u> から <u>午後4時45分</u> までとする。 第4条～第10条 《現行どおり》 別記様式 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (閲覧時間) 第3条 登録簿の閲覧時間は、 <u>午前8時30分</u> から <u>午後5時15分</u> までとする。 第4条～第10条 《省略》 別記様式 《省略》

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(令和7年3月26日揭示済み)

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 8 号

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則（平成 2 4 年草津市規則第 3 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 4 6 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条・第 4 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 3 条・第 5 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 4 条第 1 号・第 5 条第 1 号関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》 別記様式第 8 号（第 7 条第 1 号第 2 号・第 2 6 条第 3 号関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 9 号～別記様式第 1 3 号 《現行どおり》 別記様式第 1 4 号（第 9 条第 1 関係） （別添 5－1 のとおり） 別記様式第 1 5 号～別記様式第 2 7 号 《現行どおり》 別記様式第 2 8 号（第 1 9 条関係） （別添 6－1 のとおり） 別記様式第 2 9 号～別記様式第 3 0 号 《現行どおり》 別記様式第 3 1 号（第 2 1 条第 1 項関係） （別添 7－1 のとおり） 別記様式第 3 2 号（第 2 1 条第 2 項関係） （別添 8－1 のとおり） 別記様式第 3 3 号～別記様式第 3 4 号 《現行どおり》 別記様式第 3 5 号（第 2 3 条第 2 項関係） （別添 9－1 のとおり） 別記様式第 3 6 号～別記様式第 4 1 号 《現行どおり》 別記様式第 4 2 号（第 2 9 条関係）	第 1 条～第 4 6 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条・第 4 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 3 条・第 5 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 4 条第 1 号・第 5 条第 1 号関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 4 号～別記様式第 7 号 《省略》 別記様式第 8 号（第 7 条第 1 号第 2 号・第 2 6 条第 3 号関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 9 号～別記様式第 1 3 号 《省略》 別記様式第 1 4 号（第 9 条第 1 関係） （別添 5－2 のとおり） 別記様式第 1 5 号～別記様式第 2 7 号 《省略》 別記様式第 2 8 号（第 1 9 条関係） （別添 6－2 のとおり） 別記様式第 2 9 号～別記様式第 3 0 号 《省略》 別記様式第 3 1 号（第 2 1 条第 1 項関係） （別添 7－2 のとおり） 別記様式第 3 2 号（第 2 1 条第 2 項関係） （別添 8－2 のとおり） 別記様式第 3 3 号～別記様式第 3 4 号 《省略》 別記様式第 3 5 号（第 2 3 条第 2 項関係） （別添 9－2 のとおり） 別記様式第 3 6 号～別記様式第 4 1 号 《省略》 別記様式第 4 2 号（第 2 9 条関係）

改正後	改正前
(別添10-1のとおり) 別記様式第43号～別記様式第47号 《現行どおり》	(別添10-2のとおり) 別記様式第43号～別記様式第47号 《省略》

- 付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。

別添1-1
別記
様式第1号（第3条・第4条関係）

開発事業事前審査申請書

草津市長 宛 年 月 日

住所
(※ヨリが空)
氏 名
連絡先

次の開発計画について事前審査を申請します。

開 発 計 画 の 概 要	1 開 発 目 的					
	2 開発区域の所在地					
	3 開発区域の面積					
	4 開発区域の概要 (該当する事項を ○で囲んで下さ い。)	4-1		4-2		4-3
		市街化区域	第1種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他
			第2種低層住居専用地域		地すべり等防止法	
			第1種中高層住居専用地域		河 川 法	
			第2種中高層住居専用地域		登記事項証 明書の地目	
	第1種住居地域	道 路 法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他			
	第2種住居地域	森 林 法				
近隣商業地域	自然公園法					
商業地域	農 地 法					
準工業地域	国有財産法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他				
工業地域	文化財保護法					
工業専用地域	風 致 区 域					
	急傾斜地崩壊危険 区域					
	用途地域 () 号	災害危険区域	現況の地目			
	法第34条第 () 号	景観法				
	該当 ()					
	提案基準 ()					
5 設計者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話					
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話					
7 添 付 図 書 類	開発事業事前審査申請書添付図面等作成要領による					

別添1-2
別記様式第1号（第3条・第4条関係）

開発事業事前審査申請書

草津市長 宛 年 月 日

住所
氏 名
連絡先

次の開発計画について事前審査を申請します。

開 発 計 画 の 概 要	1 開 発 目 的					
	2 開発区域の所在地					
	3 開発区域の面積					
	4 開発区域の概要 (該当する事項を ○で囲んで下さ い。)	4-1		4-2		4-3
		市街化区域	第1種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他
			第2種低層住居専用地域		地すべり等防止法	
			第1種中高層住居専用地域		河 川 法	
			第2種中高層住居専用地域		登記事項証 明書の地目	
	第1種住居地域	道 路 法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他			
	第2種住居地域	森 林 法				
近隣商業地域	自然公園法					
商業地域	農 地 法					
準工業地域	国有財産法	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他				
工業地域	文化財保護法					
工業専用地域	風 致 区 域					
	急傾斜地崩壊危険 区域					
	用途地域 () 号	災害危険区域	現況の地目			
	法第34条第 () 号	景観法				
	該当 ()					
	提案基準 ()					
5 設計者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話					
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話					
7 添 付 図 書 類	開発事業事前審査申請書添付図面等作成要領による					

別添 2－1

様式第 2 号（第 3 条・第 5 条関係）

大規模開発事業の特例

開発事業事前協議書

草津市長 宛 年 月 日

住 所
(ふりがな)
氏 名

連絡先

次の開発計画について事前協議を申請します。

1 開 発 目 的																																																																																										
2 開発区域の所在地																																																																																										
3 開発区域の面積																																																																																										
4 開発区域の概要	<table><tr><td colspan="2">4-1</td><td colspan="2">4-2</td><td colspan="2">4-3</td></tr><tr><td rowspan="4">〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕</td><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第 1 種低層住居専用地域</td><td rowspan="4">関係法令</td><td>砂 防 法</td><td rowspan="4">登記事項証明書の地目</td><td rowspan="4">宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他</td></tr><tr><td>第 2 種低層住居専用地域</td><td>地すべり等防止法</td></tr><tr><td>第 1 種中高層住居専用地域</td><td>河 川 法</td></tr><tr><td>第 2 種中高層住居専用地域</td><td>道 路 法</td></tr><tr><td></td><td>第 1 種住居地域</td><td>森 林 法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>第 2 種住居地域</td><td>自然公園法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>近隣商業地域</td><td>農 地 法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>商業地域</td><td>国有財産法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>準工業地域</td><td>文化財保護法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>工業地域</td><td>風 致 地 区</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>工業専用地域</td><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>用途地域 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市街化調整区域</td><td>法第 34 条第 () 号</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>区 域 該当 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>提案基準 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					4-1		4-2		4-3		〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他	第 2 種低層住居専用地域	地すべり等防止法	第 1 種中高層住居専用地域	河 川 法	第 2 種中高層住居専用地域	道 路 法		第 1 種住居地域	森 林 法					第 2 種住居地域	自然公園法					近隣商業地域	農 地 法					商業地域	国有財産法					準工業地域	文化財保護法					工業地域	風 致 地 区					工業専用地域	急傾斜地崩壊危険区域					用途地域 ()						市街化調整区域	法第 34 条第 () 号					区 域 該当 ()						提案基準 ()				
4-1		4-2		4-3																																																																																						
〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他																																																																																				
		第 2 種低層住居専用地域		地すべり等防止法																																																																																						
		第 1 種中高層住居専用地域		河 川 法																																																																																						
		第 2 種中高層住居専用地域		道 路 法																																																																																						
	第 1 種住居地域	森 林 法																																																																																								
	第 2 種住居地域	自然公園法																																																																																								
	近隣商業地域	農 地 法																																																																																								
	商業地域	国有財産法																																																																																								
	準工業地域	文化財保護法																																																																																								
	工業地域	風 致 地 区																																																																																								
	工業専用地域	急傾斜地崩壊危険区域																																																																																								
	用途地域 ()																																																																																									
	市街化調整区域	法第 34 条第 () 号																																																																																								
	区 域 該当 ()																																																																																									
	提案基準 ()																																																																																									
5 設計者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話																																																																																									
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話																																																																																									
7 添 付 図 書 類	開発事業概要書、位置図 (1/2500)、土地利用計画図、横断面、公園																																																																																									

別添 2－2

様式第 2 号（第 3 条・第 5 条関係）

大規模開発事業の特例

開発事業事前協議書

草津市長 宛 年 月 日

住 所
氏 名

連絡先

次の開発計画について事前協議を申請します。

1 開 発 目 的																																																																																										
2 開発区域の所在地																																																																																										
3 開発区域の面積																																																																																										
4 開発区域の概要	<table><tr><td colspan="2">4-1</td><td colspan="2">4-2</td><td colspan="2">4-3</td></tr><tr><td rowspan="4">〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕</td><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第 1 種低層住居専用地域</td><td rowspan="4">関係法令</td><td>砂 防 法</td><td rowspan="4">登記事項証明書の地目</td><td rowspan="4">宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他</td></tr><tr><td>第 2 種低層住居専用地域</td><td>地すべり等防止法</td></tr><tr><td>第 1 種中高層住居専用地域</td><td>河 川 法</td></tr><tr><td>第 2 種中高層住居専用地域</td><td>道 路 法</td></tr><tr><td></td><td>第 1 種住居地域</td><td>森 林 法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>第 2 種住居地域</td><td>自然公園法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>近隣商業地域</td><td>農 地 法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>商業地域</td><td>国有財産法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>準工業地域</td><td>文化財保護法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>工業地域</td><td>風 致 地 区</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>工業専用地域</td><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>用途地域 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市街化調整区域</td><td>法第 34 条第 () 号</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>区 域 該当 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>提案基準 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					4-1		4-2		4-3		〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他	第 2 種低層住居専用地域	地すべり等防止法	第 1 種中高層住居専用地域	河 川 法	第 2 種中高層住居専用地域	道 路 法		第 1 種住居地域	森 林 法					第 2 種住居地域	自然公園法					近隣商業地域	農 地 法					商業地域	国有財産法					準工業地域	文化財保護法					工業地域	風 致 地 区					工業専用地域	急傾斜地崩壊危険区域					用途地域 ()						市街化調整区域	法第 34 条第 () 号					区 域 該当 ()						提案基準 ()				
4-1		4-2		4-3																																																																																						
〔該当する事項を○で囲んで下さい。〕	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地 田 畑 山林 雑種地 その他																																																																																				
		第 2 種低層住居専用地域		地すべり等防止法																																																																																						
		第 1 種中高層住居専用地域		河 川 法																																																																																						
		第 2 種中高層住居専用地域		道 路 法																																																																																						
	第 1 種住居地域	森 林 法																																																																																								
	第 2 種住居地域	自然公園法																																																																																								
	近隣商業地域	農 地 法																																																																																								
	商業地域	国有財産法																																																																																								
	準工業地域	文化財保護法																																																																																								
	工業地域	風 致 地 区																																																																																								
	工業専用地域	急傾斜地崩壊危険区域																																																																																								
	用途地域 ()																																																																																									
	市街化調整区域	法第 34 条第 () 号																																																																																								
	区 域 該当 ()																																																																																									
	提案基準 ()																																																																																									
5 設計者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話																																																																																									
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先	住 所 氏 名 電 話																																																																																									
7 添 付 図 書 類	開発事業概要書、位置図 (1/2500)、土地利用計画図、横断面、公園																																																																																									

別添 3－1

様式第 3 号（第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項関係）

開 発 事 業 概 要 書

申請者氏名・住所					
開発区域の所在地	草津市				
開 発 目 的	専用住宅・共同住宅・分譲宅地・分譲住宅・事務所・店舗・工場・その他 ()				
区 域 区 分 用 途 地 域	市街化区域 市街化調整区域				
景観ゾーン・軸	琵琶湖岸ゾーン・田園ゾーン・住宅地ゾーン まちなかゾーン・丘陵部ゾーン				
	景観軸	河川・緑軸 ・ 歴史街道軸 ・ 幹線道路軸			
景観形成重点地区	琵琶湖沿岸景観形成重点地区・伝統的沿道景観重点地区 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区				
災害ハザードゾーン	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 浸水想定区域（想定浸水深 3.0m 以上に係る）				
建ぺい率・容積率	(指定) / (計画) /				
開 発 区 域 の 面 積	㎡				
区 画 数	区 画	一区画標準面積	㎡	最小区画面積	㎡
計 画 戸 数	戸 (内訳 ファミリー 戸 ・ ワンルーム 戸)				
建築階数・高さ・延床面積	階 m ㎡				
住居専用面積 (戸あたり)	㎡ (非住居面積 ㎡)				
日 影 規 制	一種低層住宅・一種中高層住宅・二種中高層住宅・一種住居・二種住居・近商・準工業				
給 水 施 設	上水道 ・ 専用水道 (地下水)				
汚 水 ・ 雨 水 処 理	公共下水道・浄化槽・その他 () 雨水処理				
浄化槽種類・人槽	単独 ・ 個別合併 ・ 集中合併 人槽				
ガ ス ・ 電 気	都市ガス ・ プロパン ・ オール電化				
ご み 収 集 場	新設 ・ 既設利用				
隣 地 境 界 線	官民境界 (里道 ・ 水路 ・ 道路 ・ 河川 ・ その他)				
接 道	国・県・市・私道・位置指定	名称		幅員	m
公共施設の改廃等	道路 ・ 河川 ・ 里道 ・ 水路 ・ その他				
緑 地	㎡ (開発面積の %)	公園	ヶ所	㎡ (開発面積の %)	
駐車場	台 (計画戸数の %)	(敷地内: 台、計画戸数の %)			
駐輪場	台 (計画戸数の %)				
集会所・室	無 ・ 有 (用地面積 ㎡)	集会所面積	㎡ ≥ 20㎡ + (1㎡ × 戸数)		
防犯灯 (宅内照明兼用含む)	ヶ所	消火栓	ヶ所	防火水槽	ヶ所 標識・格納箱
消防活動空地	m × m	ヶ所	調整池	有 ・ 無	
電波障害	有 ・ 無	電波伝搬路	有 ・ 無		

※ 該当項目に○印、非該当不要欄には斜線を引いてください。

別添 3－2

様式第 3 号（第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項関係）

開 発 事 業 概 要 書

申請者氏名・住所					
開発区域の所在地	草津市				
開 発 目 的	専用住宅・共同住宅・分譲宅地・分譲住宅・事務所・店舗・工場・その他 ()				
区 域 区 分 用 途 地 域	市街化区域 市街化調整区域				
景観ゾーン・軸	琵琶湖岸ゾーン・田園ゾーン・住宅地ゾーン まちなかゾーン・丘陵部ゾーン				
	景観軸	河川・緑軸 ・ 歴史街道軸 ・ 幹線道路軸			
景観形成重点地区	琵琶湖沿岸景観形成重点地区・伝統的沿道景観重点地区 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区				
建ぺい率・容積率	(指定) / (計画) /				
開 発 区 域 の 面 積	㎡				
区 画 数	区 画	一区画標準面積	㎡	最小区画面積	㎡
計 画 戸 数	戸 (内訳 ファミリー 戸 ・ ワンルーム 戸)				
建築階数・高さ・延床面積	階 m ㎡				
住居専用面積 (戸あたり)	㎡ (非住居面積 ㎡)				
日 影 規 制	一種低層住宅・一種中高層住宅・二種中高層住宅・一種住居・二種住居・近商・準工業				
給 水 施 設	上水道 ・ 専用水道 (地下水)				
汚 水 ・ 雨 水 処 理	公共下水道・浄化槽・その他 () 雨水処理				
浄化槽種類・人槽	単独 ・ 個別合併 ・ 集中合併 人槽				
ガ ス ・ 電 気	都市ガス ・ プロパン ・ オール電化				
ご み 収 集 場	新設 ・ 既設利用				
隣 地 境 界 線	官民境界 (里道 ・ 水路 ・ 道路 ・ 河川 ・ その他)				
接 道	国・県・市・私道・位置指定	名称		幅員	m
公共施設の改廃等	道路 ・ 河川 ・ 里道 ・ 水路 ・ その他				
緑 地	㎡ (開発面積の %)	公園	ヶ所	㎡ (開発面積の %)	
駐車場	台 (計画戸数の %)	(敷地内: 台、計画戸数の %)			
駐輪場	台 (計画戸数の %)				
集会所・室	無 ・ 有 (用地面積 ㎡)	集会所面積	㎡ ≥ 20㎡ + (1㎡ × 戸数)		
防犯灯 (宅内照明兼用含む)	ヶ所	消火栓	ヶ所	防火水槽	ヶ所 標識・格納箱
消防活動空地	m × m	ヶ所	調整池	有 ・ 無	
電波障害	有 ・ 無	電波伝搬路	有 ・ 無		

※ 該当項目に○印、非該当不要欄には斜線を引いてください。

別添4ー1
様式第8号（第7条第1項第2号・第26条第3号関係）

申請者の資力信用調書

許可申請者	住所または所在地	TEL（ ）				
	氏名または名称およびその代表者の氏名					
概要	設立年月日	年 月 日	資本金	千円		
	法令による登録等					
	従業員数	人（うち土木建設関係技術者 人）				
	前年度事業量	千円	資産総額	千円		
	前年度納税額	県民税 千円 市町村民税 千円 固定資産税 千円	法人税または所得税 千円 事業税 千円			
要	主たる取引金融機関					
	工事監理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日 着工完了年月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
注1 法令による登録等欄については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。 2 次の書類を添付すること。 (1) 直前2年分の法人税または所得税および県税（事業税、県民税）ならびに市町村税 固定資産税の納税証明書（完納がわかる書面とする。） (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書） (3) 法人にあっては直前事業年度の財務諸表（決算書等） (4) 法人にあっては事業経歴書						

別添4ー2
様式第8号（第7条第1項第2号・第26条第3号関係）

申請者の資力信用調書

許可申請者	住所または所在地	TEL（ ）				
	氏名または名称およびその代表者の氏名					
概要	設立年月日	年 月 日	資本金	千円		
	法令による登録等					
	従業員数	人（うち土木建設関係技術者 人）				
	前年度事業量	千円	資産総額	千円		
	前年度納税額	県民税 千円 市町村民税 千円 固定資産税 千円	法人税または所得税 千円 事業税 千円			
要	主たる取引金融機関					
	工事監理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日 着工完了年月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
				m ²	第 号 年 月 日 年 月 ~ 年 月	
注1 法令による登録等欄については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。 2 次の書類を添付すること。 (1) 直前2年分の法人税または所得税および県税（事業税、県民税）ならびに市町村税 固定資産税の納税証明書（完納がわかる書面とする。） (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書） (3) 法人にあっては直前事業年度の財務諸表（決算書等） (4) 法人にあっては事業経歴書						

別添5ー1
様式第14号（第9条第1項関係）

設計説明書

(その1)									
設計の方針	開発の目的								
	基本方針								
地域地区等	イ 市街化区域 ロ 市街化調整区域		用途地域等						
			その他						
開土発地区の区域図内訳	区分	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	合計		
	面積(m ²)								
	比率(%)						100%		
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計	
		住宅等	公益施設	道路	公園	その他			
	面積(m ²)								
比率(%)								100%	
公益施設の整備計画	公益施設の名称		敷地面積		管理者		整備計画（建設時期等）		
6 有効宅地面積				m ²	9 計画戸数		(1戸建、共同住宅) 戸		
7 農地転用面積				m ²	10 開発区域数		区画		
8 一戸建平均敷地面積				m ²	11 計画人口		人		
12 上水道施設	イ 公営水道	ロ 簡易水道	ハ 専用水道	13 消火栓 消防施設 水設備	箇所 貯水槽 基 他	14 浄化槽 種類	イ 単独 ロ 個別合併 ハ 集中合併 ニ 汲取り ホ 公共下水道		
注1 開発の目的欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入すること。 2 基本方針欄には、計画所周辺地との隣接や施行地の問題で特に注意した事項を記入すること。 3 公益施設の整備計画欄には、都市計画法第29条第1項第3号の公設に必要な建築物および政令第27条の公益的施設について記入すること。 4 開発区域内の土地の現況および土地利用計画について開発区域を工区分割したときには、工区別の内訳表を添付すること。									

別添5ー2
様式第14号（第9条第1項関係）

設計説明書

(その1)									
設計の方針	開発の目的								
	基本方針								
地域地区等	イ 市街化区域 ロ 市街化調整区域		用途地域等						
	宅地造成工事 規制区域		内・外	その他					
開土発地区の区域図内訳	区分	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	合計		
	面積(m ²)								
	比率(%)						100%		
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計	
		住宅等	公益施設	道路	公園	その他			
	面積(m ²)								
比率(%)								100%	
公益施設の整備計画	公益施設の名称		敷地面積		管理者		整備計画（建設時期等）		
6 有効宅地面積				m ²	9 計画戸数		(1戸建、共同住宅) 戸		
7 農地転用面積				m ²	10 開発区域数		区画		
8 一戸建平均敷地面積				m ²	11 計画人口		人		
12 上水道施設	イ 公営水道	ロ 簡易水道	ハ 専用水道	13 消火栓 消防施設 水設備	箇所 貯水槽 基 他	14 浄化槽 種類	イ 単独 ロ 個別合併 ハ 集中合併 ニ 汲取り ホ 公共下水道		
注1 開発の目的欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入すること。 2 基本方針欄には、計画上周辺地との隣接や施行地の問題で特に注意した事項を記入すること。 3 公益施設の整備計画欄には、都市計画法第29条第1項第3号の公設に必要な建築物および政令第27条の公益的施設について記入すること。 4 開発区域内の土地の現況および土地利用計画について開発区域を工区分割したときには、工区別の内訳表を添付すること。									

別添 6―1
様式第 2 8 号（第 1 9 条関係）

正 副

建 築 物 特 例 許 可 申 請 書

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定による建築の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄
年 月 日		
草津市長 宛		
住所		
(ふりがな)		
氏名		
電話		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 定められた制限の内容		
3 建 築 物 の 用 途		
4 建築物を建築しようとする土地の所在および地番		
5 許可を受ける具体的内容		
6 申 請 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

注1 ※印のある欄は記載しないこと。

別添 6―2
様式第 2 8 号（第 1 9 条関係）

正 副

建 築 物 特 例 許 可 申 請 書

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定による建築の許可を申請します。		※ 手 数 料 欄
年 月 日		
草津市長 宛		
住所		
氏名		
電話		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 定められた制限の内容		
3 建 築 物 の 用 途		
4 建築物を建築しようとする土地の所在および地番		
5 許可を受ける具体的内容		
6 申 請 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

注1 ※印のある欄は記載しないこと。

別添 7―1
様式第 3 1 号（第 2 1 条第 1 項関係）

正 副

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書きの規定による予定建築物等以外の建築物のの新築の改築の用途変更の許可を申請します。		※手数料欄
年 月 日		
草 津 市 長 宛		
申請者 住所		
(ふりがな)		
氏名		
電話		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 開発許可を受けた建築物の用途		
3 土地の所在および地番		
4 変更後の建築物の用途		
5 法第 3 4 条の該当号		
6 変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

注1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「5 法第 3 4 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 3 4 条第 1 号から第 1 4 号のいずれかに該当する場合のみ記入する。

別添 7―2
様式第 3 1 号（第 2 1 条第 1 項関係）

正 副

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書きの規定による予定建築物等以外の建築物のの新築の改築の用途変更の許可を申請します。		※手数料欄
年 月 日		
草 津 市 長 宛		
申請者 住所		
氏名		
電話		
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
2 予定建築物の用途		
3 土地の所在および地番		
4 変更後の建築物の用途		
5 法第 3 4 条の該当号		
6 変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

注1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「5 法第 3 4 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 3 4 条第 1 号から第 1 4 号のいずれかに該当する場合のみ記入する。

別添 8—1
様式第 3 2 号（第 2 1 条第 2 項関係）

正 副 予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 等 協 議 書

都市計画法第 42 条第 2 項の規定による予定建築物等以外の建築物 の 新 築 へ の 改 築 への用途の変更 の 協議をします。	
年 月 日	
草津市長	宛
	住 所 (ふりがな)
	氏 名
	電 話
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2 開発許可を受けた建築物の用途	
3 土地の所在および地番	
4 変更後の建築物の用途	
5 法第 34 条の該当号	
6 変 更 の 理 由	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件	
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「5 法第 34 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 34 条第 1 号から第 14 号までのいずれかに該当する場合のみ記入する。

別添 8—2
様式第 3 2 号（第 2 1 条第 2 項関係）

正 副 予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 等 協 議 書

都市計画法第 42 条第 2 項の規定による予定建築物等以外の建築物 の 新 築 へ の 改 築 への用途の変更 の 協議をします。	
年 月 日	
草津市長	宛
	住 所
	氏 名
	電 話
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2 予 定 建 築 物 の 用 途	
3 土地の所在および地番	
4 変更後の建築物の用途	
5 法第 34 条の該当号	
6 変 更 の 理 由	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件	
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「5 法第 34 条の該当号」の欄は、変更後の建築物が法第 34 条第 1 号から第 14 号までのいずれかに該当する場合のみ記入する。

別添 9—1
様式第 3 5 号（第 2 3 条第 2 項関係）

正 副 建 築 物 の 新 築、改 築 ま た は 用 途 の 変 更 等 協 議 書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、建築物の 新 築 改 築 用途の変更 の協議をします。	
年 月 日	
草津市長	宛
	住所 (ふりがな)
	氏名
	電話
建築物の建築をしようとする土地または用途 1 の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在地、地番、地目および面積	
2 建築しようとする建築物または用途の変更後 の建築物の用途	
3 改築または用途の変更をしようとする場合は 既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物または用途の変更後 の建築物が法第 34 条第 1 号から第 14 号まで、 または政令第 36 条第 1 項第 3 号口からホのい ずれの建築物に該当するかの記載およびその 理由	
5 団 地 名	
6 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号
※ 備 考	

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「6 その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築または用途の変更をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別添 9—2
様式第 3 5 号（第 2 3 条第 2 項関係）

正 副 建 築 物 の 新 築、改 築 ま た は 用 途 の 変 更 等 協 議 書

都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、建築物の 新 築 改 築 用途の変更 の協議をします。	
年 月 日	
草津市長	宛
	住所
	氏名
	電話
建築物の建築をしようとする土地または用途 1 の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在地、地番、地目および面積	
2 建築しようとする建築物または用途の変更後 の建築物の用途	
3 改築または用途の変更をしようとする場合は 既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物または用途の変更後 の建築物が法第 34 条第 1 号から第 14 号まで、 または政令第 36 条第 1 項第 3 号口からホのい ずれの建築物に該当するかの記載およびその 理由	
5 団 地 名	
6 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号
※ 備 考	

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「6 その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築または用途の変更をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別添 1 0－1
様式第 4 2 号（第 2 9 条）

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。				
年 月 日				
草津市長宛 申請者住所 <u>(所在地)</u> 氏名 電話番号				
1 建築しようとする者の住所および氏名				
2 証明を受けようとする土地の所在、地番、地目および面積	草津市	地目	登記	
		現況		
		面積(実測)	後退前	m ²
			後退後	m ²
3 建築物等の用途				
4 建築物等の構造および規模	構造	造		階建
	面積	延べ床面積	m ²	高さ
			m	
5 担当者連絡先				
その他	区域区分	☐ 市街化区域	都市計画法該当事項	
		☐ 市街化調整区域		
上記建築物等は、都市計画法（ ）の規定に適合していることを証明します。				
草 開 第 号				
年 月 日				
草津市長 印				

注1 次の図書を添付してください。
(1) 位置図(縮尺1/2,500以上)
(2) 現況図(縮尺1/500以上)・横断面図(縮尺1/100以上)・土地利用計画平面図(縮尺1/500以上)
(3) 建物平面図・立面図
(4) 土地の登記事項証明書
(5) その他市長が必要と認める図書

注2 3および4には、今回建築する建築物の内容について記載してください。

別添 1 0－2
様式第 4 2 号（第 2 9 条）

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。				
年 月 日				
草津市長宛 申請者住所 氏名 電話番号				
1 建築しようとする者の住所および氏名				
2 証明を受けようとする土地の所在、地番、地目および面積	草津市	地目	登記	
		現況		
		面積(実測)	後退前	m ²
			後退後	m ²
3 建築物等の用途				
4 建築物等の構造および規模	構造	造		階建
	面積	延べ床面積	m ²	高さ
			m	
5 担当者連絡先				
その他	区域区分	☐ 市街化区域	都市計画法該当事項	
		☐ 市街化調整区域		
上記建築物等は、都市計画法（ ）の規定に適合していることを証明します。				
草 開 第 号				
年 月 日				
草津市長 印				

注1 次の図書を添付してください。
(1) 位置図(縮尺1/2,500以上)
(2) 現況図(縮尺1/500以上)・横断面図(縮尺1/100以上)・土地利用計画平面図(縮尺1/500以上)
(3) 建物平面図・立面図
(4) 土地の登記事項証明書
(5) その他市長が必要と認める図書

(令和 7 年 3 月 2 6 日 掲 示 済 み)

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 9 号

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立自転車駐車場条例施行規則（昭和 5 6 年草津市規則第 3 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、草津市立自転車駐車場条例（昭和 5 6 年草津市条例第 2 9 号。以下「条例」という。） <u>第 1 3 条</u> の規定に基づき、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営につい	（趣旨） 第 1 条 この規則は、草津市立自転車駐車場条例（昭和 5 6 年草津市条例第 2 9 号。以下「条例」という。） <u>第 1 2 条</u> の規定に基づき、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営につい

改正後

て必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 駐車場の使用時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、草津駅西口自転車駐車場（以下「西口駐車場」という。）および草津駅西口第3自転車駐車場（以下「西口第3駐車場」という。）は午前0時から午後12時までとする。

第3条 《現行どおり》

(一時駐車の使用手続き)

第4条 一時駐車により駐車場を使用しようとする者は、車両を入場させる際に使用料を納入し、所定の駐車票（別記様式第1号）および駐車証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、西口駐車場の一時駐車においては、車両を入場させる際に一時駐車券（別記様式第2号の2）の交付を受け、出場させる際に使用料を納入しなければならない。

2～3 《現行どおり》

(定期使用の使用手続き)

第5条 定期使用により駐車場を使用しようとする者は、定期使用申込書（別記様式第3号）を提出し、定期駐車票（別記様式第4号。西口駐車場および西口第3駐車場にあつては別記様式第4号の2）および定期駐車券（別記様式第5号。西口駐車場および西口第3駐車場にあつては別記様式第5号の2）の交付を受けなければならない。

2～4 《現行どおり》

(回数駐車券)

第6条 条例第5条第2項の規定による回数駐車券は、次のとおりとする。

名称	区分	券種	枚数	金額
<u>西口駐車場</u>	<u>自転車</u>	<u>120円</u>	<u>11枚</u>	<u>1,200円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》

第7条 《現行どおり》

(定期駐車票等を紛失した場合の手続き)

改正前

て必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 駐車場の使用時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、草津駅西口第3自転車駐車場（以下「西口第3駐車場」という。）は午前0時から午後12時までとする。

第3条 《省略》

(一時駐車の使用手続き)

第4条 一時駐車により駐車場を使用しようとする者は、車両を入場させる際に使用料を納入し、所定の駐車票（別記様式第1号）および駐車証（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

2～3 《省略》

(定期使用の使用手続き)

第5条 定期使用により駐車場を使用しようとする者は、定期使用申込書（別記様式第3号）を提出し、定期駐車票（別記様式第4号。西口第3駐車場にあつては別記様式第4号の2）および定期駐車券（別記様式第5号。西口第3駐車場にあつては別記様式第5号の2）の交付を受けなければならない。

2～4 《省略》

(回数駐車券)

第6条 条例第5条第2項の規定による回数駐車券は、次のとおりとする。

名称	区分	券種	枚数	金額
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
<u>草津市立草津駅西口第5自転車駐車場</u>	<u>自転車</u>	<u>110円</u>	<u>11枚</u>	<u>1,100円</u>

第7条 《省略》

(定期駐車票等を紛失した場合の手続き)

改正後	改正前
第 8 条 《現行どおり》 2 前項の場合において、市長は、実費相当分の金額を徴収するものとする（西口駐車場および西口第 3 駐車場の定期駐車券の再交付の場合に限る。）。 第 9 条～第 1 0 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》 <u>様式第 2 号の 2（第 4 条第 1 項関係）</u> （別添 1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 5 条第 1 項関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 4 号 《現行どおり》 別記様式第 4 号の 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 5 号 《現行どおり》 別記様式第 5 号の 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 6 号 《現行どおり》	第 8 条 《省略》 2 前項の場合において、市長は、実費相当分の金額を徴収するものとする（西口第 3 駐車場の定期駐車券の再交付の場合に限る。）。 第 9 条～第 1 0 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》 《改正後に新設》 別記様式第 3 号（第 5 条第 1 項関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 4 号 《省略》 別記様式第 4 号の 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 5 号 《省略》 別記様式第 5 号の 2（第 5 条第 1 項関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 6 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1

様式第 2 号の 2（第 4 条第 1 項関係）

IN 一時駐車券

草津駅西口自転車駐車場

ご 注 意

○この券は出場の際に必要ですので、折り曲げたり、紛失しないようご注意ください。

○自転車には必ず施錠をしてください。

○駐車場内での事故・災害・盗難等については一切責任を負いません。

○放置されたと認められた自転車は、処分します。

縦 5.4 センチメートル 横 8.57 センチメートル

別添 2－1

様式第 3 号(第 5 条第 1 項関係)

自転車駐車場定期使用申込書

年 月 日

草 津 市 長 宛

〒

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号 ()

(日中つながりやすい電話番号をご記入ください)

自転車駐車場を定期使用したいので、下記のとおり申し込みます。

駐 車 場 名			
使 用 期 間	1ヶ月 ・ 3ヶ月		
	年 月 日 ～ 年 月 末日		
使 用 の 理 由	通勤 ・ 通学 ・ その他 ()		
車 両 の 特 徴	自転車	メーカー名	色
		防犯登録番号	

※次の条件を了承し、定期使用を申し込みます。

1. 駐車中におきた盗難、破損、その他の事故については、一切の賠償請求をいたしません。

2. 駐車中の自転車が放置されていると認められた場合、その車両を処分されても不服申し立てをいたしません。

3. その他草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示を遵守いたします。

※この申込書の個人情報自転車駐車場の使用に関する以外には使用しません。

別添 2－2

様式第 3 号(第 5 条第 1 項関係)

自転車駐車場定期使用申込書

年 月 日

草 津 市 長 宛

〒

住 所

ふりがな

氏 名

(氏名押印または自署)

印

電話番号 ()

(日中つながりやすい電話番号をご記入ください)

自転車駐車場を定期使用したいので、下記のとおり申し込みます。

駐 車 場 名			
使 用 期 間	1ヶ月 ・ 3ヶ月		
	年 月 日 ～ 年 月 末日		
使 用 の 理 由	通勤 ・ 通学 ・ その他 ()		
車 両 の 特 徴	自転車	メーカー名	色
		防犯登録番号	

※次の条件を了承し、定期使用を申し込みます。

1. 駐車中におきた盗難、破損、その他の事故については、一切の賠償請求をいたしません。
2. 駐車中の自転車が放置されていると認められた場合、その車両を処分されても不服申し立てをいたしません。
3. その他草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示を遵守いたします。

※この申込書の個人情報は自転車駐車場の使用に関すること以外には使用しません。

別添 3－1

様式第 4 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

定 期 駐 車 票

定期番号

有効期限 年 月から
年

月末まで

発行日 年 月 日

(駐車場名)

縦 7.0 センチメートル、横 4.0 センチメートル

別添 3－2

別記様式第 4 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

定 期 駐 車 票

定期番号

有効期限 年 月から
年

月末まで

発行日 年 月 日

草津市営自転車駐車場

縦 7.0 センチメートル、横 4.0 センチメートル

別添 4－1

様式第 5 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

(表)

定 期 駐 車 券	
契約 No.	
(駐車場名)	

(裏)

[注意事項]
・指定された位置に駐車し、必ず施錠してください。(二重施錠にも心掛けてください。)
・この券は交付を受けた人以外には使用できません。
・本券の有効期間が終了したら返却してください。
・定期更新される場合は、有効期限までに定期券更新機にて手続きを行ってください。
(有効期限を過ぎると使用できません。)
・駐輪中の自転車の盗難・破損・その他の事故については、一切責任を負いません。
・放置されたと認められた場合には、処分しますので、注意してください。
・自転車事故の保険等に参加してください。
・本券は直射日光・高温となる場所に置かないでください。
・本券を曲げたり、叩いたりしないでください。
・その他、草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示に従ってください。

縦 5.4 センチメートル、横 8.6 センチメートル

別添 4－2

別記様式第 5 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

(表)

定期駐 車 券

契約 No.

草津駅西口第 3 自転車駐車場

(裏)

[注意事項]

- ・指定された位置に駐車し、必ず施錠してください。(二重施錠にも心掛けてください。)
- ・この券は交付を受けた人以外は使用できません。
- ・本券の有効期間が終了したら返却してください。
- ・定期更新される場合は、有効期限までに定期券更新機にて手続きを行ってください。(有効期限を過ぎると使用できません。)
- ・駐輪中の自転車の盗難・破損・その他の事故については、一切責任を負いません。
- ・放置されたと認めた場合には、処分しますので、注意してください。
- ・自転車事故の保険等に加入してください。
- ・本券は直射日光・高温となる場所に置かないでください。
- ・本券を曲げたり、叩いたりしないでください。
- ・その他、草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示に従ってください。

縦 5.4 センチメートル、横 8.6 センチメートル

(令和 7 年 3 月 2 6 日 掲 示 済 み)

草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 0 号

草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立さわやか保健センター条例施行規則（平成 4 年草津市規則第 1 7 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (開館時間) 第 2 条 草津市立さわやか保健センター（以下「保健センター」という。）の開館時間は、 <u>午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 4 5 分までとする。</u> ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。 第 3 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (開館時間) 第 2 条 草津市立さわやか保健センター（以下「保健センター」という。）の開館時間は、 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。</u> ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。 第 3 条～第 1 3 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(令和7年3月26日揭示済み)

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第11号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年草津市規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第9条の8 《現行どおり》 第9条の9 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 3～4 《現行どおり》 (介護を行う職員の超過勤務の制限) 第9条の10 前2条（前条第1項第3号から第5号までならびに同条第2項第1号および第2号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の8第3項中「<u>条例第8条の3第2項または第3項</u>」とあるのは「<u>条例第8条の3第4項の規定により準用する同条第2項または第3項</u>」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が離婚、婚姻の取消し、離縁等により消	第1条～第9条の8 《省略》 第9条の9 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、条例第8条の3第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合</u> 3～4 《省略》 (介護を行う職員の超過勤務の制限) 第9条の10 前2条（前条第1項第3号から第5号までならびに同条第2項第1号および第2号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第9条の8第2項中「条例第8条の3第2項または第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第9条の8第3項中「条例第8条の3第2項または第3項」とあるのは「条例第8条の3第4項の規定により準用する同条第2項または第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の</u>

改正後	改正前
減した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号または第2号」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号または第2号」と読み替えるものとする。 第9条の11～第14条 《現行どおり》 (特別休暇) 第15条 《現行どおり》 (1)～(10) 《現行どおり》 (11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>(負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話もしくは<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする</u>ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (12)～(22) 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 第16条～第20条 《現行どおり》 (不妊治療休暇の承認) 第20条の2 任命権者は、不妊治療休暇の請求について、<u>条例第15条の5第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。 第21条～第31条 《現行どおり》 別表第1～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》	取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が離婚、婚姻の取消し、離縁等により消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号または第2号」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号または第2号」と読み替えるものとする。 第9条の11～第14条 《省略》 (特別休暇) 第15条 《省略》 (1)～(10) 《省略》 (11) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u>(負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話<u>または疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (12)～(22) 《省略》 2～4 《省略》 第16条～第20条 《省略》 (不妊治療休暇の承認) 第20条の2 任命権者は、不妊治療休暇の請求について、<u>条例第15条の3第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。 第21条～第31条 《省略》 別表第1～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》

(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年草津市規則第18号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第15条 《現行どおり》 (病気休暇) 第16条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 前号以外の負傷または疾病の場合 <u>別表第4の区分ごとに定める日数を超えない範囲</u>で必要と認める期間（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。） (特別休暇) 第17条 《現行どおり》 (1)～(7) 《現行どおり》 (8) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの。）が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話<u>もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (9) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間	第1条～第15条 《省略》 (病気休暇) 第16条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 前号以外の負傷または疾病の場合 <u>勤務日数に応じて10日の範囲内</u>で必要と認める期間（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。） (特別休暇) 第17条 《省略》 (1)～(7) 《省略》 (8) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの<u>であって、6月以上の任期が定められているものまたは6月以上継続勤務しているものに限る。</u>）が、その子の<u>看護</u>（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話<u>または疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (9) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの<u>であって、6月以上の任期が定められているものまたは6月以上継続勤務しているものに限る。</u>）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

改正後

(10) 会計年度任用職員の親族(別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(11)～(18) ≪現行どおり≫

(19) 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が3 日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1 年間の勤務日が1 2 1 日以上であるものに限る。次号および第2 1 号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年において5 日（体外受精等の市長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間

(20)～(21) ≪現行どおり≫

2～5 ≪現行どおり≫

第1 8 条～第2 8 条 ≪現行どおり≫

別表第1～別表第3 ≪現行どおり≫

別表第4（第1 6 条第2 項第2 号関係）

1 週間 の勤務 日数	5 日 以 上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間 の勤務 日数	2 1 7 日以上	1 6 9 日から 2 1 6 日まで	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	7 3 日 から1 2 0 日 まで	4 8 日 から7 2 日ま で
有給	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日
無給	8 0 日	5 6 日	4 0 日	2 4 日	8 日
合計	9 0 日	6 3 日	4 5 日	2 7 日	9 日

別表第5 ≪現行どおり≫

別記様式第1 号～別記様式第2 号 ≪現行どおり≫

改正前

(10) 会計年度任用職員の親族(別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(11)～(18) ≪省略≫

(19) 会計年度任用職員（1 週間の勤務日が3 日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1 年間の勤務日が1 2 1 日以上であるものであって、6 月以上の任期が定められているものまたは6 月以上継続勤務しているものに限る。次号および第2 1 号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年において5 日（体外受精等の市長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間

(20)～(21) ≪省略≫

2～5 ≪省略≫

第1 8 条～第2 8 条 ≪省略≫

別表第1～別表第3 ≪省略≫

≪改正後に新設≫

別表第4 ≪省略≫

別記様式第1 号～別記様式第2 号 ≪省略≫

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年草津市条例第 4 号）の規定による改正後の草津市職員

の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の8第1項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（令和7年3月27日揭示済み）

草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第12号

草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年草津市規則第25号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 第5条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日またはその日から1年以内の初任給等規則第25条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。 《改正前を削る》	第1条～第4条 《省略》 第5条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日またはその日から1年以内の初任給等規則第28条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。 （報告） 第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等および条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって、当該年度内に職務に復帰した者の復帰後の処遇の状況等ならびに退職派遣者の特定法人における処遇等および前年の4月1日に始まる年度内において退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状

改正後	改正前
(特定法人) 第6条 条例第10条に規定する規則で定めるものは、草津まちづくり株式会社とする。 (退職派遣者の採用時における給与の取扱い) 第7条 <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、初任給等規則第9条の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その職務に応じた職務の級に決定することができる。</u> 第8条 法第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者が特定法人において業務に従事した期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職員として採用された日またはその日から1年以内の初任給等規則第25条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または当該期間の範囲内でその職員として採用された日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。 2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。 3 法第10条第1項の規定により退職派遣者を引き続き職員として採用した場合における給料月額の調整等について、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の給料月額を調整し、または昇給期間を短縮することができる。 (退職手当の支給制限の特例) 第9条 条例第18条第3項に規定する規則で定める場合とは、特定法人の退職手当に関する規程において、職員としての在職期間を当該特定法人の役職員としての在職期間に通算することを定めていない場合とする。 (報告)	況等を市長に報告するものとする。 《改正後に新設》 (退職派遣者の採用時における給与の取扱い) 第7条 退職派遣者を採用した場合において、<u>特定法人の業務に従事した期間についても市職員であったものとみなし初任給等規則第13条第1項第1号に該当する者として、同規則を適用するものとする。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>第10条</u> 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等および条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって、当該年度内に職務に復帰した者の復帰後の処遇の状況等ならびに退職派遣者の特定法人における処遇等および前年の4月1日に始まる年度内において退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告するものとする。	《改正後に新設》

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和7年3月27日揭示済み)

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第13号

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年草津市規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 別記様式第1号 《現行どおり》 別記様式第2号（第2条第2項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第3号～別記様式第4号 《現行どおり》 別記様式第5号（第4条第2項関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第6号（第5条第1項関係） （別添3－1のとおり） 別記様式第7号（第5条第2項関係） （別添4－1のとおり）	第1条～第7条 《省略》 別記様式第1号 《省略》 別記様式第2号（第2条第2項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第3号～別記様式第4号 《省略》 別記様式第5号（第4条第2項関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第6号（第5条第1項関係） （別添3－2のとおり） 別記様式第7号（第5条第2項関係） （別添4－2のとおり）

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項に規定する地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ											
事業所の名称	(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)										
	☐ 家庭的保育事業					☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)					
地域型保育事業の種類	☐ 居宅訪問型保育事業					☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型、 ☐ 小規模型)					
事業所の所在地・連絡先	(〒 ー)										
	(ビル の名称等)										
	電話番号				FAX 番号						
	メールアドレス										
申請者(設置者)	フリガナ										
	名 称	(〒 ー)									
	主たる事務所の所在地・連絡先	都道府県		市区							
		(ビル の名称等)									
	電話番号		FAX 番号								
	メールアドレス										
	代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ			生年月日	年 月 日					
		氏 名									
	代表者の住所・連絡先	(〒 ー)		都道府県		市区					
		(ビル の名称等)									
電話番号		FAX 番号									
事業開始(予定)年月日	年 月 日		認可(認定)年月日		年 月 日						

認可定員	3号認定					
	定員	人				
	0歳児	1歳児	2歳児			
	人	人	人			
うち地域枠	人	人	人			
利用定員	3号認定					
	定員	人				
	0歳児	1歳児	2歳児			
	人	人	人			
うち地域枠	人	人	人			
施設管理者の氏名・生年月日	フリガナ	氏 名		生年月日	年 月 日	
施設管理者の住所	(〒 ー)		都道府県		市区	

(添付書類)

次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第 3 6 条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に関し必要な書類

- (1) 申請者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
- (2) 地域型保育事業の認可証等の写し
- (3) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）および設備の概要
- (4) 運営規程
- (5) 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 子ども・子育て支援法第 4 5 条第 2 項の規定により満 3 歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
- (9) 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項
- (10) 子ども・子育て支援法第 4 0 条第 2 項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
- (11) 役員の氏名、生年月日および住所
- (12) **特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 4 2 条第 1 項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第 2 項の場合においては、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 3 項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第 4 項の場合においては、同条第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第 5 項に規定する代替保育連携協力者とする。）または同条第 8 項に規定する居宅訪問型保育連携施設の名称**
- (13) 草津市暴力団排除条例（平成 2 3 年草津市条例第 2 4 号）第 6 条に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添 1－2

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項に規定する地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ											
事業所の名称	(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)										
	☐ 家庭的保育事業					☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)					
地域型保育事業の種類	☐ 居宅訪問型保育事業					☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型、 ☐ 小規模型)					
事業所の所在地・連絡先	(〒 ー)										
	(ビル の名称等)										
	電話番号				FAX 番号						
	メールアドレス										
申請者(設置者)	フリガナ										
	名 称	(〒 ー)									
	主たる事務所の所在地・連絡先	都道府県		市区							
		(ビル の名称等)									
	電話番号		FAX 番号								
	メールアドレス										
	代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ			生年月日	年 月 日					
		氏 名									
	代表者の住所・連絡先	(〒 ー)		都道府県		市区					
		(ビル の名称等)									
電話番号		FAX 番号									
事業開始(予定)年月日	年 月 日		認可(認定)年月日		年 月 日						

認可定員	3号認定					
	定員	人				
	0歳児	1歳児	2歳児			
	人	人	人			
うち地域枠	人	人	人			
利用定員	3号認定					
	定員	人				
	0歳児	1歳児	2歳児			
	人	人	人			
うち地域枠	人	人	人			
施設管理者の氏名・生年月日	フリガナ	氏 名		生年月日	年 月 日	
施設管理者の住所	(〒 ー)		都道府県		市区	

(添付書類)

次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第 3 6 条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に関し必要な書類

- (1) 申請者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
- (2) 地域型保育事業の認可証等の写し
- (3) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）および設備の概要
- (4) 運営規程
- (5) 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 子ども・子育て支援法第 4 5 条第 2 項の規定により満 3 歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
- (9) 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項
- (10) 子ども・子育て支援法第 4 0 条第 2 項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
- (11) 役員の氏名、生年月日および住所
- (12) **特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準第 4 2 条第 1 項および第 2 項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設または同項に規定する居宅訪問型保育連携施設の名称**
- (13) 草津市暴力団排除条例（平成 2 3 年草津市条例第 2 4 号）第 6 条に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添 2－1

様式第 5 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設等名称等変更届出書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり変更したいので届け出ます。

施設・事業所	名 称			
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)		
		☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)		
		☐ 居宅訪問型保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)		
所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒) 草津市			
	電 話 番 号	()		
確 認 年 月 日	年 月 日			
届出者（設置者）	名 称	(〒)		
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒) 都道府県 市区		
	電 話 番 号	()		
	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	職 名	フリガナ	氏 名
変 更 事 項	変更（予定） 年 月 日	年 月 日		
	変 更 事 項			
	変 更 内 容	(変更前)		
	変 更 内 容	(変更後)		
変 更 する 理 由				

変更事項 (利用定員の減少)	利用 定員	区分	変 更 前				⇒	変 更 後			
		1号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
			人	人	人	人		人	人		
		2号 認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
			人	人	人	人		人	人		
		3号 認定	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児		1歳児	2歳児		
		人	人	人	人	人	人				
	うち 地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人		
現に利用して いる <u>子ども</u> に 対する措置											

注意事項

- (1) この届出書は、施設の名称等および設置者の住所等の変更ならびに特定教育・保育施設等の利用定員を減少させる場合に限るものとする。
- (2) この届出書に、変更に関する書類（定款、登記事項証明書、図面、誓約書等）およびその他参考となる資料を添付すること。

別添 2－2

様式第 5 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設等名称等変更届出書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり変更したいので届け出ます。

施設・事業所	名 称			
	種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
		☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)		
		☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)		
		☐ 居宅訪問型保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)		
所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒) 草津市			
	電 話 番 号	()		
確 認 年 月 日	年 月 日			
届出者（設置者）	名 称	(〒)		
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒) 都道府県 市区		
	電 話 番 号	()		
	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	職 名	フリガナ	氏 名
変 更 事 項	変更（予定） 年 月 日	年 月 日		
	変 更 事 項			
	変 更 内 容	(変更前)		
	変 更 内 容	(変更後)		
変 更 する 理 由				

変更事項 (利用定員の減少)	利用 定員	区分	変 更 前				⇒	変 更 後			
		1号認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
			人	人	人	人		人	人		
		2号認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児		4歳児	5歳児		
			人	人	人	人		人	人		
		3号認定	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児		1歳児	2歳児		
			人	人	人	人		人	人		
		うち 地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	
現に利用している子どもに対する措置											

注意事項

- (1) この届出書は、施設の名称等および設置者の住所等の変更ならびに特定教育・保育施設等の利用定員を減少させる場合に限るものとする。
- (2) この届出書に、変更に関する書類（定款、登記事項証明書、図面、誓約書等）およびその他参考となる資料を添付すること。

別添 3－1

様式第 6 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第 3 6 条の規定に基づき特定教育・保育施設に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

施 設 名 称			
施 設 の 種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
	☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)	☐ 保育所 (認定こども園を除く。)	
施 設 の 所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 草津市		
	電話番号 ()		
確 認 年 月 日	年 月 日		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 し よ う と す る 理 由			
現に利用している <u>こども</u> に対する措置			

注意事項

この届出書は、辞退しようとする日の 3 月前までに提出すること。

別添 3－2

様式第 6 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定教育・保育施設確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第 3 6 条の規定に基づき特定教育・保育施設に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

施 設 名 称			
施 設 の 種 類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型)		
	☐ 幼稚園 (認定こども園を除く。)	☐ 保育所 (認定こども園を除く。)	
施 設 の 所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 草津市		
	電話番号 ()		
確 認 年 月 日	年 月 日		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 し よ う と す る 理 由			
現に利用している <u>子ども</u> に対する措置			

注意事項

この届出書は、辞退しようとする日の 3 月前までに提出すること。

別添 4－1

様式第 7 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第 4 8 条の規定に基づき特定地域型保育事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事 業 所 の 名 称			
地 域 型 保 育 事 業 の 種 類	☐ 家庭的保育事業	☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)	
	☐ 居宅訪問型保育事業	☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)	
事 業 所 の 所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 草津市		
	電話番号 ()		
確 認 年 月 日	年 月 日		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 し よ う と す る 理 由			
現に利用している <u>こども</u> に対する措置			

注意事項

この届出書は、辞退しようとする日の 3 月前までに提出すること。

別添 4－2

様式第 7 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第 4 8 条の規定に基づき特定地域型保育事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事 業 所 の 名 称			
地 域 型 保 育 事 業 の 種 類	☐ 家庭的保育事業	☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型)	
	☐ 居宅訪問型保育事業	☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)	
事 業 所 の 所 在 地 ・ 連 絡 先	(〒 ー) 草津市		
	電話番号 ()		
確 認 年 月 日	年 月 日		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 し よ う と す る 理 由			
現に利用している <u>子ども</u> に対する措置			

注意事項

この届出書は、辞退しようとする日の 3 月前までに提出すること。

(令和 7 年 3 月 2 7 日 掲 示 済 み)

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第14号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則第22号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																												
第1条～第4条の2 《現行どおり》 （中間検査申請に添付する書類） 第4条の3 省令第4条の8第1項第4号に規定する規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別記様式<u>その他工事監理の状況が確認できる図書</u>とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物構造</th><th>別記様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u></td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u></td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>プレキャスト鉄筋コンクリート造</u></td><td>別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の16</td></tr> <tr> <td><u>組積造</u></td><td>別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の17</td></tr> <tr> <td><u>補強コンクリートブロック造</u></td><td>別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の18</td></tr> </tbody> </table> 2 《現行どおり》 第5条～第26条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第1号の9 《現行どおり》	対象建築物構造	別記様式	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	《現行どおり》	<u>鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	《現行どおり》	<u>プレキャスト鉄筋コンクリート造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の16	<u>組積造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の17	<u>補強コンクリートブロック造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の18	第1条～第4条の2 《省略》 （中間検査申請に添付する書類） 第4条の3 省令第4条の8第1項第4号に規定する規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別記様式とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物構造</th><th>別記様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td><u>鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造、プレキャスト鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造および組積造を含む。)</u></td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td><u>鉄骨造</u></td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> </tbody> </table> 2 《省略》 第5条～第26条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第1号の9 《省略》	対象建築物構造	別記様式	《省略》	《省略》	<u>鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造、プレキャスト鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造および組積造を含む。)</u>	《省略》	<u>鉄骨造</u>	《省略》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
対象建築物構造	別記様式																												
《現行どおり》	《現行どおり》																												
<u>鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	《現行どおり》																												
<u>鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	《現行どおり》																												
<u>プレキャスト鉄筋コンクリート造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の16																												
<u>組積造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の17																												
<u>補強コンクリートブロック造</u>	別記様式第1号の10、別記様式第1号の11および別記様式第1号の18																												
対象建築物構造	別記様式																												
《省略》	《省略》																												
<u>鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造、プレキャスト鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造および組積造を含む。)</u>	《省略》																												
<u>鉄骨造</u>	《省略》																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																												

改正後	改正前
別記様式第 1 号の 1 0 (第 4 条の 3 関係) (別添 1-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 0 (第 4 条の 3 関係) (別添 1-2 のとおり)
別記様式第 1 号の 1 1 (第 4 条の 3 関係) (別添 2-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 1 (第 4 条の 3 関係) (別添 2-2 のとおり)
別記様式第 1 号の 1 2 (第 4 条の 3 関係) (別添 3-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 2 (第 4 条の 3 関係) (別添 3-2 のとおり)
別記様式第 1 号の 1 3 (第 4 条の 3 関係) (別添 4-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 3 (第 4 条の 3 関係) (別添 4-2 のとおり)
別記様式第 1 号の 1 4 (第 4 条の 3 関係) (別添 5-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 4 (第 4 条の 3 関係) (別添 5-2 のとおり)
別記様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係) (別添 6-1 のとおり)	別記様式第 1 号の 1 5 (第 4 条の 3 関係) (別添 6-2 のとおり)
<u>別記様式第 1 号の 1 6 (第 4 条の 3 関係)</u> (別添 7 のとおり)	《改正後に新設》
<u>別記様式第 1 号の 1 7 (第 4 条の 3 関係)</u> (別添 8 のとおり)	《改正後に新設》
<u>別記様式第 1 号の 1 8 (第 4 条の 3 関係)</u> (別添 9 のとおり)	《改正後に新設》
別記様式第 2 号～別記様式第 1 9 号 《現行どおり》	別記様式第 2 号～別記様式第 1 9 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1-1
様式第 1 号の 1 0 (第 4 条の 3 関係)
中間検査チェックシート A 表(集団規定等)

※工事監理者は、本枠内のみ記入すること

確認済証番号		第		号	
確認年月日		年		月 日	
検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 日視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録		
			結果	修正	
1 確認の表示 (法第 8 9 条)	ア 表示の有無、表示内容の適否	A: B: C	適・否		
2 敷地の安全性 (法第 1 9 条)	ア がけ、擁壁等の安全性	A: B: C	適・否		
3 敷地と道路との関係 (法第 4 2 条および第 4 3 条)	ア 道路の幅員	A: B: C	適・否		
	イ 道路に接する敷地の長さ	A: B: C	適・否		
	ウ 法第 4 2 条第 2 項道路の後退	A: B: C	適・否		
4 敷地形状および建物配置等 (法第 5 2 条から第 5 4 条の 2)	ア 敷地の形状等(敷地の形・境界および高低差等)	A: B: C	適・否		
	イ 建物の配置(道路・隣地境界からの寸法距離)	A: B: C	適・否		
	ウ 既存建物の有無(建蔽率・容積率等)	A: B: C	適・否		
5 斜線制限 (法第 5 6 条および第 5 6 条の 2)	ア 建築確認図書の立面図、断面図との整合	A: B: C	適・否		
	イ 道路からの後退距離等(道路との高低差、緩衝距離内の門・塀等の高さ等)	A: B: C	適・否		
	ウ 隣地からの後退距離	A: B: C	適・否		
6 工事現場の 危害防止 (法第 9 0 条)	ア 仮囲い等の設置状況	A: B: C	適・否		
	イ 危害防止措置(根切りによる転倒防止等)	A: B: C	適・否		
	ウ その他	A: B: C	適・否		
7 そ の 他	ア	A: B: C	適・否		
イ	A: B: C	適・否			

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への 指摘事項等	中間検査	合格 不合格 合格保留	後続工程	可 不可	工事監理者名(検査立会者)

別添 1-2
様式第 1 号の 1 0 (第 4 条の 3 関係)
中間検査チェックシート (集団規定)

確認済証番号		第		号	
確認年月日		年		月 日	
検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 日視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録		
			結果	修正	
1 確認の表示 (法第 8 9 条)	ア 有 無	A: B: C	適・否		
2 敷地の安全性 (法第 1 9 条)	ア がけ、擁壁等の安全性	A: B: C	適・否		
3 敷地と道路との関係 (法第 4 2 条および第 4 3 条)	ア 道路の幅員	A: B: C	適・否		
	イ 道路に接する敷地の長さ	A: B: C	適・否		
	ウ 法第 4 2 条第 2 項道路の後退	A: B: C	適・否		
4 敷地形状および建物配置等 (法第 5 2 条から第 5 4 条の 2)	ア 敷地形状の確認(敷地の形・境界および高低差)	A: B: C	適・否		
	イ 配置の確認(道路または隣地からの間隔距離)	A: B: C	適・否		
	ウ 既存建物の有無(建蔽率および容積率)	A: B: C	適・否		
5 斜線制限 (法第 5 6 条および第 5 6 条の 2)	ア 確認図書との立面図および断面図との整合	A: B: C	適・否		
	イ 道路からの後退距離の確認(道路との高低および塀等の高さ)	A: B: C	適・否		
	ウ 隣地からの後退距離の確認	A: B: C	適・否		
6 工事現場の 危害防止 (法第 9 0 条)	ア 仮囲い	A: B: C	適・否		
	イ 危害防止(根切り 転倒等)	A: B: C	適・否		
	ウ その他	A: B: C	適・否		
7 その他	ア	A: B: C	適・否		
イ	A: B: C	適・否			

※工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否の場合は、それに対する措置等を下記に記入のこと。

工事監理者への 指摘事項等	中間検査	合格 不合格 合格保留	後続工程	可 不可	工事監理者名(立会)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目	照合内容	工事担当者	検査記録	
			結果	修正
1 基礎概要	ア 種類の確認(独立、連続、ベタ、杭、地盤改良等)		A : B : C	適・否
	イ 支持地盤の確認		A : B : C	適・否
2 使用材料	ア 鋼材の種類		A : B : C	適・否
	イ コンクリートの種類、配合		A : B : C	適・否
3※ 基礎構造体の確認	ア 形状・寸法		A : B : C	適・否
	イ 梁筋の径、本数、配置等		A : B : C	適・否
	ウ 継手の位置、定着長さ、補強筋の築端(フック)等		A : B : C	適・否
	エ かぶり厚		A : B : C	適・否
	オ 副工版の厚さ		A : B : C	適・否
4※ 基礎構造体の確認	ア 全断面計上げ		A : B : C	適・否
	イ 量材配置		A : B : C	適・否
	ウ ベース		A : B : C	適・否
	イ ベース		A : B : C	適・否
	エ 主筋の径、本数、配置		A : B : C	適・否
	オ かぶり厚さ		A : B : C	適・否
	ウ 主筋および配筋筋の径、配置等		A : B : C	適・否
	エ 副工版		A : B : C	適・否
	イ 副工版の厚さ		A : B : C	適・否
	ウ かぶり厚		A : B : C	適・否
	エ 部材の形状、寸法		A : B : C	適・否
	イ 主筋の径、本数、配置		A : B : C	適・否
	ウ 継手位置、定着長さ、フック		A : B : C	適・否
	エ 帯筋の径、配置等		A : B : C	適・否
	オ かぶり厚		A : B : C	適・否
	ウ 部材の形状、寸法		A : B : C	適・否
	イ 主筋の径、本数、配置		A : B : C	適・否
	ウ 中吊り筋(2段階)の位置		A : B : C	適・否
	エ 継手位置、定着長さ、フック		A : B : C	適・否
	オ あばら筋および幅止め筋の径、配置等		A : B : C	適・否
	ウ 貫通孔の補強筋		A : B : C	適・否
	イ かぶり厚		A : B : C	適・否
	ウ 継手の位置		A : B : C	適・否
	エ 圧接部の外観、ふくらみ		A : B : C	適・否
	オ 各部分の寸法		A : B : C	適・否
	キ 型枠		A : B : C	適・否
	イ せき板、支保工等の設置状況		A : B : C	適・否
	ウ 型枠内の清掃、異物の除去		A : B : C	適・否
	エ 差し筋の設置状況		A : B : C	適・否
	オ その他		A : B : C	適・否
			A : B : C	適・否

[illegible]

※ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造およびプレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物については、基礎構造体の確認欄は4に記入することとし、3は記入不要とする。
補強コンクリートブロック造および組積造については、基礎構造体の確認欄は3に記入することとするが、必要に応じて4欄の該当項目についても記入すること。

(基礎工程)

[illegible]

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目		照 合 内 容		工事監理者	検査記録	
					A: 目視検査 B: 実測検査 C: 監査者報告	結果 修正
1	全体形状および部材の配置	ア	建築物の形状	A: B: C	適・否	
		イ	柱の配置	A: B: C	適・否	
		ウ	耐力壁の配置	A: B: C	適・否	
		エ	小屋組の形状	A: B: C	適・否	
2	基礎	ア	種類の確認	A: B: C	適・否	
		イ	形状・寸法の確認	A: B: C	適・否	
		ウ	床下換気口等の設置	A: B: C	適・否	
		エ	構造体のひび割れの有無	A: B: C	適・否	
3	土 台	ア	部材の形状・寸法	A: B: C	適・否	
		イ	アンカーボルトの取付および繋結状況	A: B: C	適・否	
		ウ	火打ち材の設置	A: B: C	適・否	
4	柱	ア	部材の形状・寸法	A: B: C	適・否	
		イ	通し柱の設置	A: B: C	適・否	
		ウ	接合金物の設置	A: B: C	適・否	
		エ	部材の繋結	A: B: C	適・否	
5	横梁材	ア	部材の形状・寸法	A: B: C	適・否	
		イ	部材下部中央の欠き込み禁止	A: B: C	適・否	
		ウ	部材の繋結	A: B: C	適・否	
6	耐力壁	ア	位置	A: B: C	適・否	
		イ	筋かい	A: B: C	適・否	
		ウ	壁材	A: B: C	適・否	
			部材の形状・寸法	A: B: C	適・否	
			補強金物の取付け	A: B: C	適・否	
			欠き込み禁止	A: B: C	適・否	
			板材の厚さ	A: B: C	適・否	
			壁材の釘留め状況	A: B: C	適・否	
7	床 組	ア	大引、根太の形状・寸法	A: B: C	適・否	
		イ	火打ち材	A: B: C	適・否	
		ウ	断熱床	A: B: C	適・否	
8	小屋組	ア	母屋、垂木の形状・寸法、部材の繋結等	A: B: C	適・否	
		イ	仮止め	A: B: C	適・否	
9	その他	ア	地盤面からの床高さ	A: B: C	適・否	
		イ	初層・基礎断面積	A: B: C	適・否	
		ウ		A: B: C	適・否	
※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。 なほ、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。						
工事監理者への 指摘事項等		中間検査	合格・不合格・合格保留	後続工程	可・不可	
		工事監理者名(検査立会者)				

別添 3-2

様式第1号の12(第4条の3関係)

中間検査チェックシート

(木造軸組構造)

検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 目視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録	
			結果	修正
1 全体形状および部材の配置	ア 建築物の形状 イ 柱の配置 ウ 耐力壁の配置 エ 小屋組の形状		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
2 基礎	ア 種類の確認 イ 形状、および寸法の確認 ウ 床下換気口の設置 エ ひび割れの確認		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
3 土台	ア 形状および寸法 イ アンカーボルト ウ 火打ち材		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
4 柱	ア 形状および寸法 イ 通し柱 ウ ホールダウン金物 エ 部材の緊結		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
5 横架材	ア 形状および寸法 イ 中央下部の欠き込み禁止 ウ 部材の緊結		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
6 耐力壁	ア 位置 イ 筋交い ウ 壁材		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
7 床組	ア 大引または根太の形状または寸法 イ 火打ち材 ウ 剛性床		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
8 小屋組	ア 母屋、垂木の形状および寸法ならびに部材の緊結 イ 振れ止め		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
9 その他	ア 地盤面からの床高さ イ 防蟻および防蟻措置 ウ		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否の場合は、それに対する措置等を下記に記入のこと。

工事監理者への指摘事項等	中 間 検 査	合 格	不 合 格	合 格 保 留	後 続 工 程	可	不可
--------------	---------	-----	-------	---------	---------	---	----

別添 4-2

様式第1号の13(第4条の3関係)

中間検査チェックシート

(木造枠組壁工法)

検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 目視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録	
			結果	修正
1 全体形状および部材の配置	ア 建築物の形状 イ 柱の配置 ウ 耐力壁の配置 エ 小屋組の形状		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
2 使用材料	ア 木材および合板の種類 イ 無垢金物		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
3 基礎	ア 種類の確認 イ 形状および寸法の確認 ウ 床下換気口の設置 エ ひび割れの確認		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
4 床構面	ア 根太の形状、寸法および配置 イ 開口部補強 ウ 耐力壁下根太補強 エ 転び止め オ 床材の釘止め		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
5 耐力壁	ア 位置 イ たて枠の配置 ウ 隅角部および交差部の補強 エ 頭つなぎ オ まぐさおよびまぐさ受け カ 壁材の釘止め キ ホールダウン金物		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
6 小屋組	ア 垂木の形状および寸法 イ 垂木つなぎ ウ 垂木およびトラスの緊結 エ 振れ止め		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
7 その他	ア 地盤面からの床高さ イ 防蟻および防蟻措置 ウ		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否の場合は、それに対する措置等を下記に記入のこと。

工事監理者への指摘事項等	中 間 検 査	合 格	不 合 格	合 格 保 留	後 続 工 程	可	不可
--------------	---------	-----	-------	---------	---------	---	----

別添 4-1

様式第1号の13 (第4条の3関係)

中間検査チェックシート C 2表(木造枠組壁構造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 目視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録	
			結果	修正
1 全体形状および部材の配置	ア 建築物の形状 イ 柱の配置 ウ 耐力壁の配置 エ 小屋組の形状		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
2 使用材料	ア 木材、合板の種類 イ 緊結金物		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
3 基礎	ア 種類の確認 イ 形状、寸法の確認 ウ 床下換気口等の設置 エ 構造体のひび割れの有無		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
4 土 台	ア 部材の形状・寸法 イ アンカーボルトの据付および緊結状況		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
5 床構面	ア 根太の形状、寸法、配置 イ 開口部の補強 ウ 耐力壁下根太補強 エ 転び止め オ 床材の釘止め		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
6 耐力壁	ア 位置 イ たて枠の配置 ウ 隅角部、交差部の補強 エ 頭つなぎ オ まぐさ、まぐさ受け カ 壁材の釘止め キ ホールダウン金物の取付け		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
7 小屋組	ア 垂木の形状・寸法 イ 垂木つなぎ ウ 垂木、トラスの緊結 エ 振れ止め		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否
8 その他	ア 地盤面からの床高さ イ 防蟻・防蟻措置 ウ		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への 指示事項等	中間検査	合 格・不合格・合格保留	後続工程	可・不可	工事監理者名(検査立会者)
------------------	------	--------------	------	------	---------------

別添 5-1

様式第1号の14 (第4条の3関係)

中間検査チェックシート C 3表(鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目	照 合 内 容	工事監理者 A: 目視検査 B: 実測検査 C: 監理者報告	検査記録	
			結果	修正
1 全体形状および部材の配置	ア 建築物の形状 イ 建方の精度 ウ 柱、梁の配置 エ 垂直、水平ブレースの配置 オ 剛性床の配置		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
2 使用材料	ア 鋼材の種類 イ 高力ボルトの規格		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
3 柱	ア 部材の形状・寸法 イ 溶接箇所の外観 ウ ベースプレートの寸法、モルタル充填等 エ アンカーボルトの径、本数、締付け状況等 オ 露出型固定柱脚のチェックシート		A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
4 大 梁	ア 部材の形状・寸法 イ ボルトの種類、径、本数、締付け状況等 ウ 溶接箇所の外観		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
5 小 梁	ア 部材の形状・寸法 イ ボルトの種類、径、本数、締付け状況等 ウ 溶接箇所の外観		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
6 柱・梁の仕口	ア 溶接箇所の外観		A: B: C	適・否
7 床	ア 部材の形状・寸法 イ 梁との接合方法		A: B: C A: B: C	適・否 適・否
8 ブレース	ア 位置 イ 部材の形状・寸法および位置 ウ 取付け方法		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否
9 その他	ア 防錆処理 イ 溶接部分の非破壊試験 ウ 梁貫通孔の補強		A: B: C A: B: C A: B: C	適・否 適・否 適・否

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への 指摘事項等	中間検査	合 格・不合格・合格保留	後続工程	可・不可	工事監理者名(検査立会者)
------------------	------	--------------	------	------	---------------

別添5-2

様式第1号の14(第4条の3関係)

中間検査チェックシート

(鉄筋コンクリート造)

検査項目	照 合 内 容	工事監理者	検査記録	
			A:目視検査 B:実測検査 C:監理者報告	結果 修正
1 全体形状および部材の配置	建築物の形状		A: B: C:	適・否
	柱および梁の配置		A: B: C:	適・否
	耐力壁の配置		A: B: C:	適・否
	床版の配置		A: B: C:	適・否
2 使用材料	コンクリートの種類		A: B: C:	適・否
	鉄筋の配置		A: B: C:	適・否
3 柱	形状および寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、継手長およびフック		A: B: C:	適・否
	節筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
4 大梁	形状および寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、継手長およびフック		A: B: C:	適・否
	あばら筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
5 小梁	形状、寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、継手長およびフック		A: B: C:	適・否
	あばら筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
6 耐力壁	壁高		A: B: C:	適・否
	筋筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、継手長およびフック		A: B: C:	適・否
	開口部補強		A: B: C:	適・否
7 床版	形状、寸法		A: B: C:	適・否
	鉄筋の径、本数および配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、継手長およびフック		A: B: C:	適・否
	開口部補強		A: B: C:	適・否
9 その他	かぶり厚		A: B: C:	適・否
	その他		A: B: C:	適・否

※工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否の場合は、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への指導事項等	中間検査	合格	不合格	合格保留	後続工程	可	不可
--------------	------	----	-----	------	------	---	----

別添6-2

様式第1号の15(第4条の3関係)

中間検査チェックシート

(鉄骨造)

検査項目	照 合 内 容	工事監理者	検査記録	
			A:目視検査 B:実測検査 C:監理者報告	結果 修正
1 全体形状および部材の配置	建築物の形状		A: B: C:	適・否
	柱の精度		A: B: C:	適・否
	柱および梁の配置		A: B: C:	適・否
	垂直および水平ブレースの配置		A: B: C:	適・否
2 使用材料	鋼材の種類		A: B: C:	適・否
	形状および寸法		A: B: C:	適・否
3 柱	溶接箇所外観		A: B: C:	適・否
	ベースプレート寸法およびモルタル充填		A: B: C:	適・否
	アンカーボルトの径、本数および締付け		A: B: C:	適・否
	露出部固定性脚のチェックシート		A: B: C:	適・否
4 大梁	形状および寸法		A: B: C:	適・否
	ボルトの種類、径、本数および締付け		A: B: C:	適・否
5 小梁	形状および寸法		A: B: C:	適・否
	ボルトの種類、径、本数および締付け		A: B: C:	適・否
6 柱梁仕口	溶接箇所外観		A: B: C:	適・否
	形状および寸法		A: B: C:	適・否
7 床	梁との接合方法		A: B: C:	適・否
	位置		A: B: C:	適・否
8 ブレース	形状および寸法		A: B: C:	適・否
	取付け方法		A: B: C:	適・否
9 その他	防錆処理		A: B: C:	適・否
	その他		A: B: C:	適・否

※工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否の場合は、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への指導事項等	中間検査	合格	不合格	合格保留	後続工程	可	不可
--------------	------	----	-----	------	------	---	----

別添6-1

様式第1号の15(第4条の3関係)

中間検査チェックシート C 4表(鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目	照 合 内 容	工事監理者	検査記録	
			A:目視検査 B:実測検査 C:監理者報告	結果 修正
1 全体形状および部材の配置	建築物の平面形状		A: B: C:	適・否
	柱、梁等の配置		A: B: C:	適・否
	耐力壁の配置		A: B: C:	適・否
	住居の配置		A: B: C:	適・否
2 使用材料	コンクリートおよび鋼材の種類		A: B: C:	適・否
	鉄筋の配置		A: B: C:	適・否
3 柱	部材の形状・寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、本数、配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、定着長さ、フック		A: B: C:	適・否
	節筋の径、配置等		A: B: C:	適・否
4 梁(大梁・小梁)	部材の形状・寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、本数、配置、中吊り筋(2段階)の位置		A: B: C:	適・否
	継手位置、定着長さ、フック		A: B: C:	適・否
	あばら筋および幅止め筋の径、配置等		A: B: C:	適・否
5 壁(耐力壁)	部材の形状・寸法		A: B: C:	適・否
	主筋の径、配置等		A: B: C:	適・否
	継手位置、定着長さ、フック		A: B: C:	適・否
	開口部の補強筋および幅止め筋の径、配置等		A: B: C:	適・否
6 床・階段	部材の形状・寸法		A: B: C:	適・否
	主筋および耐力筋の径、配置		A: B: C:	適・否
	継手位置、定着長さ、フック		A: B: C:	適・否
	開口部の補強筋		A: B: C:	適・否
7 圧接継手	継手の位置		A: B: C:	適・否
	圧接部の外観、ふくらみ		A: B: C:	適・否
8 型 枠	各部分の寸法		A: B: C:	適・否
	せき板、支保工等の設置状況		A: B: C:	適・否
	型枠内の清掃、異物の除去		A: B: C:	適・否
	その他		A: B: C:	適・否

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への指導事項等	中間検査	合格	不合格	合格保留	後続工程	可	不可	工事監理者名(検査立会者)
--------------	------	----	-----	------	------	---	----	---------------

別添7

様式第1号の16(第4条の3関係)

中間検査チェックシート C 5表(プレキャスト鉄筋コンクリート造)

※工事監理者は、太枠内のみ記入すること

検査項目	照 合 内 容	工事監理者	検査記録		
			A:目視検査 B:実測検査 C:監理者報告	結果 修正	
1 全体形状および部材の配置	建築物の平面形状		A: B: C:	適・否	
	プレキャスト部材の配置		A: B: C:	適・否	
	2 プレキャスト部材	部材の形状、寸法		A: B: C:	適・否
		製作材料の品質		A: B: C:	適・否
鉄筋、型枠の加工・組立			A: B: C:	適・否	
コンクリート打設状況			A: B: C:	適・否	
3 組立・建方	養生、脱型およびひび割れ防止対策等		A: B: C:	適・否	
	コンクリートの所要強度		A: B: C:	適・否	
	プレストレスの導入		A: B: C:	適・否	
	製品出荷時の品質確認検査		A: B: C:	適・否	
4 現場施工部分	組立・建方の精度		A: B: C:	適・否	
	接合部の仕様、接合状況		A: B: C:	適・否	
	継手部分の検査		A: B: C:	適・否	
	ひび割れ、腐蝕の有無		A: B: C:	適・否	
5 その他	部材の形状、寸法		A: B: C:	適・否	
	鉄筋の径、配置等		A: B: C:	適・否	
	継手位置、定着長さ、フック等		A: B: C:	適・否	
	各部の寸法		A: B: C:	適・否	
6 型 枠	せき板、支保工等の設置状況		A: B: C:	適・否	
	型枠内の清掃、異物の除去		A: B: C:	適・否	
7 その他	その他		A: B: C:	適・否	
	その他		A: B: C:	適・否	

※ 工事監理者は、工事監理者欄に検査結果の適否を記入し、中間検査申請書と同時に提出すること。
なお、否となった事項については、それに対する措置等を下記に記入すること。

工事監理者への指導事項等	中間検査	合格	不合格	合格保留	後続工程	可	不可	工事監理者名(検査立会者)
--------------	------	----	-----	------	------	---	----	---------------

[illegible]

(令和7年3月27日揭示済み)

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第15号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成２１年草津市規則第３５号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （長期優良住宅建築等計画の認定申請） 第3条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 （長期優良住宅建築等計画の認定申請） 第3条 《省略》 2 《省略》 （1）《省略》

改正後	改正前
(2) 当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 建築物省エネ法<u>第11条第6項</u>または<u>第12条第7項</u>の規定により建築主事または建築副主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書またはその写しおよび建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第3条第1項</u>または<u>第4条第1項</u>（同令<u>第9条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本またはその写し（同法<u>第18条第2項</u>もしくは<u>第30条第8項</u>または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により建築物省エネ法<u>第11条第3項</u>の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあっては、同令<u>第8条各号</u>（同令<u>第9条第5項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類） 3 《現行どおり》 第3条の2～第10条 《現行どおり》 別記様式第1号～第7号 《現行どおり》	(2) 当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 建築物省エネ法<u>第12条第6項</u>または<u>第13条第7項</u>の規定により建築主事または建築副主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書またはその写しおよび建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第1条第1項</u>または<u>第2条第1項</u>（同令<u>第7条第1項</u>において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本またはその写し（同法<u>第25条第1項</u>もしくは<u>第35条第8項</u>または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により建築物省エネ法<u>第12条第3項</u>の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあっては、同令<u>第6条各号</u>（同令<u>第7条第5項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類） 3 《省略》 第3条の2～第10条 《省略》 別記様式第1号～第7号 《省略》

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月27日揭示済み）

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第16号

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 2 5 年草津市規則第 4 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 《現行どおり》 （軽微な変更） 第 1 0 条 省令第 4 6 条の 2 の規定により省令第 4 4 条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第 8 号）の正本および副本に、それぞれ省令第 4 1 条第 1 項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。 2 《現行どおり》 第 1 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 4 号（第 6 条関係） 《現行どおり》 別記様式第 5 号（第 7 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 6 号～別記様式第 7 号 《現行どおり》 別記様式第 8 号（第 1 0 条第 1 項関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 9 号（第 1 0 条第 2 項関係） 《現行どおり》 別記様式第 1 0 号（第 1 1 条関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 1 1 号（第 1 2 条関係） （別添 5－1 のとおり） 別記様式第 1 2 号（第 1 3 条関係） （別添 6－1 のとおり）	第 1 条～第 9 条 《省略》 （軽微な変更） 第 1 0 条 省令第 4 6 条の 2 の規定により省令第 4 4 条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書（別記様式第 8 号）の正本および副本に、それぞれ省令第 4 1 条第 1 項に規定する図書のうち変更に係るもの<u>（非住宅部分に係る部分に限る。）</u>を添えて、市長に申請しなければならない。 2 《省略》 第 1 1 条～第 1 3 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》 別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 4 号（第 6 条関係） 《省略》 別記様式第 5 号（第 7 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 6 号～別記様式第 7 号 《省略》 別記様式第 8 号（第 1 0 条第 1 項関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 9 号（第 1 0 条第 2 項関係） 《省略》 別記様式第 1 0 号（第 1 1 条関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 1 1 号（第 1 2 条関係） （別添 5－2 のとおり） 別記様式第 1 2 号（第 1 3 条関係） （別添 6－2 のとおり）

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1
様式第 3 号（第 5 条関係）

申 請 取 下 げ 届

第 年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

下記の申請について、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により、申請の取下げを届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築確認の特例申出の有無(法第 5 4 条第 2 項関係) 有 ・ 無
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の用途および延べ面積
- 5 理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 1－2
様式第 3 号（第 5 条関係）

申 請 取 下 げ 届

第 年 月 日

草津市長 宛

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

印

下記の申請について、草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により、申請の取下げを届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築確認の特例申出の有無(法第 5 4 条第 2 項関係) 有 ・ 無
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の用途および延べ面積
- 5 理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 2－1
様式第 5 号（第 7 条関係）

状 況 に 関 す る 報 告 書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 6 条の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

別添 2－2
様式第 5 号（第 7 条関係）

状 況 に 関 す る 報 告 書

年 月 日

草津市長 宛

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名または名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 6 条の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。